

一般社団法人 沖縄県医師会 助成金規定

第1条（目的）

この規定は、一般社団法人沖縄県医師会（以下「本会」という。）の助成金に関する基準を定め、適正な運用を図ることを目的とし、理事会で協議する。

第2条（助成金の対象）

助成金は、以下の要件を満たす行事とする。

1. 主催者は、県民の健康・保健・医療・福祉に寄与していると認められる活動を行っている団体（原則として非営利の団体で、社会的に信用・実績があり、適正な運営がなされていると見込まれるもの）であること
2. 申請者は、沖縄県医師会会員であること
3. 医師を対象とした学会、研究会、シンポジウム等（以下「学会等」という。）であること
4. 学会等の開催場所は沖縄県内であること
5. 学会等へは沖縄県医師会会員が参加可能であること
6. 学会等の規模は全国・九州規模とする
7. 参加人数は原則として、全国規模：医師 150 名以上、九州規模：医師 100 名以上であること
8. 助成額は、全国規模 10 万円、九州規模は 5 万円とする
9. 学会等終了後、1 カ月以内に収支決算書と沖縄県医師会会報への報告原稿を提出すること
10. 申請者は、個人または一企業、一医療機関（医療法人・社会福祉法人・社会医療法人等を含む）でないこと
11. 企業からの金銭的な援助がないこと

第3条（申請手続き）

主催者は、以下の書類を本会に提出し、承認を得なければならない。

1. 助成金申請書（別紙様式3）
2. 行事の概要を示す資料（事業計画書、実施要領、広報計画等）
3. 主催者に関する資料（定款、役員名簿等）
4. その他、本会が必要と認める資料
5. 前項の書類を期日までに提出しなければならない

第4条（審査基準）

助成の可否は、以下の基準に基づき理事会において審査する。

1. 行事の内容が、県民の健康・保健・医療・福祉等に寄与するものであること
2. 行事の内容が、営利・宣伝を目的としたものでないこと
3. 行事の内容が、政治的・宗教的なものでないこと

第5条（その他）

本規定に定めのない事項については、理事会で協議する。

附 則

1. この規定は令和7年7月22日より施行する

一部改定 令和7年10月28日

別紙様式3

令和 年 月 日

沖縄県医師会
会長 田名 毅 殿

主催者名：
代表者職名・氏名 ㊟

沖縄県医師会助成金の申請書について

この度、下記行事等を主催するにあたり、沖縄県医師会より助成金をいただきたいので、関係書類を添えて申請します。

記

項 目	内 容
名 称	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
開催目的・内容	
参 加 対 象 者	
担 当 者 名	
担当者連絡先	電話番号： E-mail：